

名古屋法務局・愛知県司法書士会 無料登記相談所のご案内

名古屋法務局では、**司法書士に相談**できる無料登記相談所を開設しています。
最新の開設予定日は名古屋法務局HPにも掲載しています。

相続登記が義務化され、**不動産を相続したことを知った日から3年以内の登記**が義務になりました。

義務化される前（令和6年3月以前）の相続については、**令和9年3月末まで**の登記が必要です。

開設場所	案内図	開設日時	予約受付電話番号 (平日9時～17時)
名古屋法務局 本局不動産登記 部門	名古屋市中区三の丸 2-2-1（名古屋合同 庁舎第1号館） 3階登記手続案内所	毎週火・水・木曜 13時～16時	☎052-952-8111 （ガイダンス→「2番」を選 択→次に「1番」を選択）
名古屋法務局 春日井支局	春日井市鳥居松町4 -46 3階	毎週火曜 13時～16時	☎0568-81-3210 （ガイダンス→「1番」を選 択→次に「3番」を選択）
名古屋法務局 津島支局	津島市西柳原町3-10 1階④番窓口（受付） にお越しください	毎月第2・4水曜 13時～15時	☎0567-26-2423 （ガイダンス→「2番」を選 択→次に「1番」を選択）
名古屋法務局 一宮支局	一宮市公園通4-1 7-3（一宮法務合 同庁舎）1階	毎週水曜 9時～12時	☎0586-71-0600 （ガイダンス→「2番」を選 択→次に「1番」を選択）
名古屋法務局 半田支局	半田市東洋町1-12 2階	毎月第1・3火曜 14時～17時	☎0569-21-1095 （ガイダンス→「1番」を選 択→次に「3番」を選択）
名古屋法務局 刈谷支局	刈谷市若松町1-4 6-1（刈谷合同庁 舎） 5階	毎月第2・3木曜 13時～16時	☎0566-21-0086 （ガイダンス→「1番」を選 択→次に「2番」を選択）

名古屋法務局HPの各種案内はこちら

相続・遺言に
関する手続に
ついて



無料登記相談所
のご案内



住所・名前の変
更登記の手続
について



**ご自身で申請書類を作成したい
方は法務局の職員が対応する登
記手続案内（完全予約制）をご
利用ください。
詳しくは裏面をご確認ください。**



登記手続案内のご利用方法

名古屋法務局では、**ご自身で登記申請書類を作成したい方向け**に、対面、電話、ウェブ（本局のみ）による登記手続案内を行っています。

日時

平日9時～12時、13時～16時（土・日・祝日・年末年始の閉庁日を除く）
 登記手続案内時間は登記所により異なる場合がありますので、あらかじめお問合せください。

予約方法

○ウェブによる手続案内（本局のみ）

名古屋法務局ホームページ「ウェブ登記手続案内について」
 をご確認の上、「法務局手続案内予約サービス」からご予約ください。



○対面・電話による手続案内（本局・支局・出張所）

ご希望の法務局へお電話ください。
 法務局の管轄、お問合せ先は、ホームページをご確認ください。



ご予約の前にご確認ください！

1回の登記手続案内は**20分以内**です

ご利用は申請人ご本人に限ります

申請書等のご自身で作成してください

登記申請書の様式は、法務局ホームページに掲載しています。
 申請しようとする登記の種類に応じた申請書の様式等をあらかじめご確認ください。

申請前の書類の不備について事前の審査はできません

申請後に記載内容の訂正・添付書類の追加など補正の可能性があります

関係書類をあらかじめご用意ください

登記手続案内をご利用いただく際は、**現在の登記内容が分かるもの（登記事項証明書又は登記事項要約書）**をあらかじめご用意ください。また、お手元にある関係書類をご用意ください。

○不動産登記手続における関係書類の例

登記事項証明書、地図等証明書、登記済証（権利証）又は登記識別情報通知、戸籍謄本又は戸籍証明書、固定資産税の納税通知書など

○商業・法人登記手続における関係書類の例

登記事項証明書、定款又は寄附行為、議事録など

詳しくはこちらをご覧ください。
 名古屋法務局ホームページ
 「登記手続案内」▶▶▶▶



登記事項証明書、地図等証明書は、オンラインで請求することができます。
 詳しくは、名古屋法務局ホームページ「登記申請・証明書の請求はオンラインでの手続が早くて便利です」をご確認ください。

